

# 公益財団法人札幌市学校給食会物資取扱規則

(平成 26 年 2 月 6 日理事長決裁)

## 第 1 章 総 則

(目 的)

**第 1 条** この規則は、公益財団法人札幌市学校給食会物資取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 審 査

(申請書類)

**第 2 条** 規程第 5 条第 1 項の規定により新たに入札等に参加しようとする場合（新規登録）の申請書類は、別表 1 のとおりとする。

2 規程第 5 条第 1 項の規定により継続して入札等に参加しようとする場合（継続登録）の申請書類は、別表 2 のとおりとする

3 別表 1 及び 2 に定める申請書類のうち、納税証明書及び食品衛生監視票については、登録期間中毎年度提出するものとする。

(交付及び受付期間)

**第 3 条** 規程第 5 条第 4 項の規定による受付期間は、9 月 1 日から 9 月 30 日までとし、申請書の交付期間は、受付期間開始の 10 日前からとする。

(審査基準)

**第 4 条** 規程第 6 条第 4 項の規定による審査の基準は、次のとおりとする。

(1) 経営規模

ア 相当の資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。

イ 相当数の常備従業員を有し、常時営業を続けていること。

ウ 工場、店舗、販売所等別表 3 に定める固定した営業施設を有し、ファクシミリ設備等、緊急に即応し得る機動力を有すること。

(2) 信用状況

ア 学校給食に理解を有し、社会的信用を有する者であること。

(3) 衛生状態

ア 営業施設とその管理状況並びに食品衛生保持の状態が別表 3 に定める基準に達していること。

(4) 供給能力

ア 仕入及び製造加工能力が相当広大で所要量を充足しうること。

イ 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。

ウ 原則として、別表 3 に定める配送専用車を有していること。

2 前項の審査を行う場合、入札等参加資格申請書類審査表（様式 5）を使用するものとする。

(決定通知書及び誓約書等)

**第 5 条** 規程第 7 条第 2 項の規定による通知は、入札等参加資格者決定通知書（様式 6）

を使用するものとする。

- 2 規程第7条第3項の規定による誓約の書面等は、誓約書（様式7）、口座振込依頼書（様式8）を使用するものとする。

（名簿）

- 第6条 規程第8条の規定による名簿は、入札等参加資格者名簿（本登録にあっては様式9-1、追加登録にあっては様式9-2）を使用するものとする。

（登録変更書類）

- 第7条 規程第11条の規定による登録事項等変更届（様式10）には、理事長が別表1の中から指示する書類を添付すること。

（継承書類）

- 第8条 規程第12条の規定による継承書類は、別表4のとおりとする。

（取消及び停止の通知）

- 第9条 規程第13条第2項の規定による通知は、入札等参加資格取消（停止）通知書（様式12）を使用するものとする。

### 第3章 調達事務

（調達手続）

- 第10条 物資を調達するときは「物資購入に関する伺（第1次伺）」（様式13-1）に入札書又は見積書（様式14）の提出を求める納入業者名、品名、規格及び予定数量並びに仕様等を具体的に記載して、決裁を受けるものとする。

- 2 前項により納入業者を決定したときは、入札書又は見積書の提出日時、品名、規格、予定数量及び仕様等必要な事項を記載した入札等参加通知書（様式15）を納入業者に通知するものとする。

- 3 随意契約による場合は、その事由を記載するものとする。

（調達決定）

- 第11条 入札等の結果により当該物資の調達決定を行うときは次により手続きをするものとする。

(1) 「物資購入に関する伺（第2次伺）」（様式13-2）に入札等の結果を付記し、入札書又は見積書、契約書等関係書類を添付して決裁を受けるものとする。

(2) 随意契約の場合も見積書等関係書類を添付して決裁を受けるものとする。

（契約書の作成）

- 第12条 物資の調達を決定した場合は、学校給食用物資契約書（様式16-1、様式16-2）により契約を締結するものとする。

### 第4章 食品等の検査

（検査及び報告）

- 第13条 物資納入業者は、次に掲げる検査を行い、その検査結果を、公益財団法人札幌市学校給食会（以下「当会」という。）に報告しなければならない。

(1) 青果物を除く物資納入業者は、食中毒の発生が多くなる1学期末（7月）に給食会が指定する検査項目についての自主検査を行わなければならない。

(2) 全ての納入業者は、従業員の赤痢、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌につい

での検便を年2回行わなければならない。なお、当会は、必要に応じて検査項目を追加するものとする。

## 第5章 不適格品の取扱

(措置及び報告)

**第14条** 不適格品の措置方法及び措置の結果については、不適格品処理票及び不適格品処理報告票(様式17)を使用することとする。

## 第6章 補 則

(施行細目)

**第15条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、常務理事が別に定める。

**附 則** (平成26年2月6日理事長決裁)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

**附 則** (平成28年2月26日理事長決裁)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。  
(様式の改正)
- 2 様式16-1及び様式16-2を改正する。

**附 則** (令和3年8月5日理事長決裁)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月5日から施行する。  
(様式の改正)
- 2 様式4及び様式5を改正する。

別表1 第2条第1項に定める申請書類

- 1 学校給食用物資納入業者登録申請書（新規・継続）（様式1）
- 2 会社法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- 3 営業年数を確認できる書類（個人又は法人登録をしていない営業所等に限る）
- 4 定款（法人に限る）
- 5 営業所及び工場・作業場等の施設配置図等
- 6 貸借対照表、損益計算書（個人の場合はこれに見合うもの）
- 7 札幌市税の納税証明書（審査基準日の3カ月前以降発行のもの）
- 8 銀行取引証明書又は残高証明書（申請直前のもの）
- 9 登記されていないことの証明書及び身分証明書（法人を除く、申請人自身のもの）
- 10 許可証及び登録票（販売又は製造上必要とするもの）
- 11 食品衛生監視票（青果物及び鶏卵、乾物取扱業者を除く（最近実施のもの））
- 12 食品衛生法第60条第1項又は第61条の処分の有無の証明（青果物及び鶏卵、乾物取扱業者を除く）（様式4）
- 13 札幌市中央卸売市場業務規程第29条第1項の規定による売買参加者の承認を受けたことを証明する書類（青果物取扱業者に限る）
- 14 水質検査証明書（地下水使用の場合に限る）
- 15 経歴書（個人又は法人代表者のもの）（様式2）
- 16 財務状況表（貸借対照表等から記載したもの）（様式3）
- 17 返信用定形封筒（定形郵便使用切手を貼付したもの）

別表2 第2条第2項に定める申請書類

別表1に掲げる書類のうち、次の書類とする。

- 1 番号1及び5から12の書類
- 2 番号14から17の書類

別表3 第4条に定める有資格者の審査の基準

- 1 経営規模に関し、次の基準を満たしていること。
  - (1) 作業場内に専用の手洗い場が設置されていること。  
給水（湯）栓（蛇口）は、直接手指を触れない方式（レバー式、足踏み式、自動水栓式）が望ましい。
  - (2) 従業員専用の便所を有しており、手指の洗浄・消毒を行うための機器が設置されていること。
- 2 衛生状態が原則として次の基準を満たしていること。
  - (1) 食品の製造加工業者については、「食品衛生監視票」の点数（適用うる項目の採点の合計点／適用する項目の総基準点×100）が80点以上の採点成績を保持していること。
  - (2) 単に給食物資を取扱い、これを納入する業者については、納入食品の衛生検査成績が良好で、納入物資の保管場所とその管理及び手洗い設備が完備していること。
  - (3) 物資納入のための運搬車、容器の衛生保持の状態が良好なこと。
- 3 供給能力に関し、次の基準を満たしていること。
  - (1) 配送専用車であること。自家用車の兼用は認めない。
  - (2) 当会物資納品規格基準を遵守できる設備を有していること。
  - (3) 前号の定めがない場合であっても、保冷車（10度以下）が望ましい。
- 4 その他、給食会が指示する事項については、速やかに遵守すること。

別表4 第8条に定める継承書類（規程第12条第1項各号該当）

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 資格継承申請書（様式11）   |
| 2 | 経緯書   |
| 3 | 会社法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（第1号（法人）、第2～4号、第5号（譲渡人・被譲渡人双方に係わるもの）該当） |
| 4 | 定款（前項に同じ）   |
| 5 | 株主総会又は社員総会の決議書（第3号、第4号（有限、株式の場合）、第5号該当）                                   |
| 6 | 契約書（第3号（合併契約書）、第5号（譲渡契約書又は譲渡証明書）該当）                                       |
| 7 | その他理事長が別に指示するもの   |

- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 様式1  | 学校給食用物資納入業者登録申請書（新規・継続） |
| 様式2  | 経歴書                     |
| 様式3  | 財務状況表                   |
| 様式4  | 食品衛生法による証明願             |
| 様式5  | 入札等参加資格申請書類審査表          |
| 様式6  | 入札等参加資格決定通知書            |
| 様式7  | 誓約書                     |
| 様式8  | 口座振込依頼書                 |
| 様式9  | 入札等参加資格者名簿（本登録・追加登録）    |
| 様式10 | 登録事項等変更届                |
| 様式11 | 資格継承申請書                 |
| 様式12 | 入札等参加資格取消（停止）通知書        |
| 様式13 | 物資購入に関する伺（第1次伺・第2次伺）    |
| 様式14 | 入札書・見積書                 |
| 様式15 | 入札等参加通知書                |
| 様式16 | 学校給食用物資契約書              |
| 様式17 | 不適格品処理票及び不適格品処理報告票      |